## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.82, No.1 (2009. 1) ,p.ix- xii
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090128005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会社の「事業のためにする行為」の意義皇	岩倉使節団とイギリスの教育――使節団の教育機関視察をめぐる考察――太	沈黙の法文化――近代日本における法のカタチ――岩 い	H17/1/27最高裁判決の「理論的分析」	EUの安全保障防衛政策(ESDP)と世論田,	関する結果責任説の歴史的な展開の素描坂 ドイツ民事訴訟法における訴訟費用敗訴者負担の原則に	序国 [
<b>千</b>	田	谷	藤	中	原	分
佳	昭	+	和	俊	正	良
子 ::	子 ::	郎 :	<del>夫</del> :	郎 ::	夫 ::	成 ::
一	四四	104	四九	=	_	v

目

次

EU競争法における和解(settlement)手続の導入と課題	――ドイツ商法典三七八条の制定・解釈・削除の経緯から―― 瑕疵概念の変容と商法五二八条の命運北	合併等規定の問題点――会社法改正部分を中心に――	『世界最古の刑法』小考――田能村梅士の中国法制史論――中	絶対的強迫(vis absoluta)と強制的強迫(vis complusiva)の区別に関連して	ヨハン・アーペルの法理論——物権債権峻別論の起源——水	実行の着手と実行行為佐	——初期国際刑法史の一断面の素描——東京裁判における犯罪構成要件の再訪フィリップ・オステン…東京裁判における犯罪構成要件の再訪	法典延期派・福澤諭吉――大隈外交期――・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	――日本における近代国際法受容の帰結――「大東亜国際法」理論明	性犯罪者の釈放と電子監視――韓国における電子監視制度の分析を中心として――太	「私人間効力」を論ずることの意義
司	居	泉貫	- 島 三	田	津	藤	) •	田田	石	田田	山
克		貫 太	三知	美 千	太	拓	オス	晴	欽	達	
	功 ::	郎…	ル 子 ::	- 代 ::	郎 :		アン			也::	剛
宏… 雲		:				磨… 三		仁… 壹	司 :: -	:	剛
莹	五宝	五	四式	四五三	룿	壳	三五	坖	丟	<b>=</b>	空

上   上   上   上   上   上   上   上   上   上	——『女性の権利(Frauenrecht)』紙から—— エミリー・ケンピン=シュピーリと世紀末チューリヒの女性問題屋	イタリアの成年養子制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イタリア民事司法の崩壊?——破棄院の危機——中	<b>――国際ビジネスに必要とされる英語力とは――</b> 日本人国際ビジネスパーソンの英語力の実態分析 ····································	――異文化接触としての占領期法制改革―― 「亡命ドイツ法律家」アルフレッド・C・オプラー ····································	――アンティゴネ協会第四回報告書から読み取れるもの―― イタリアの刑事施設の現状清	――「信託」概念の全容と信託の成立認定―― 信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か七	日本の初期憲法思想における法実証主義と進化論	介護の提供と遺贈――アメリカにおける遺言契約をめぐって――小	——法律専門家としての裁判官の役割—— 裁判員裁判における量刑評議について
一 十 壽 母 始 兄 典 相 太   郎 夢 宏 一 一 樹 彦 子 子 郎   : : : : : : : : :										池
郎 誉 宏 一 一 樹 彦 子 子 郎 : : : : : : :				, ,						信士
二 五 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>郎</td>				_						郎
盘 <u> </u>			Ŧ							
	凸	卆	<u> </u>	岩	렱	<b>大</b>	11	<b></b>	会	五九九